平成 17 年 4 月 1 日 規則第 91 号

(設置)

第1条 愛西市民の健康管理思想の普及並びに健康増進及び保健事業 の円滑な運営を図ることを目的として、愛西市地域保健対策協議会 (以下「協議会」という。)を置く。

(任務)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協 議する。
 - (1) 愛西市が実施する保健事業の計画の決定に関すること。
 - (2) 事業の執行に関する指導及び連絡調整に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、保健事業の企画及び普及に関すること。

(委員定数)

第3条 協議会の委員の定数は、25人以内とする。 (委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 国及び県の行政機関の職員
 - (3) 保健医療関係団体の代表者
 - (4) 地域団体等の代表者
 - (5) 愛西市の職員
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者(任期)
- 第5条 協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

- 第6条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故が あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 協議会の会議は、必要に応じて、会長がこれを招集する。
- 2 協議会においては、会長が議長となるものとする。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。 (庶務)
- 第8条 協議会の庶務は、健康子ども部健康推進課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐屋町地域保健対策協議会規則(昭和58年佐屋町規則第7号)、立田村健康づくり推進協議会規約(昭和58年立田村規約第1号)、八開村地域保健対策協議会設置要綱(平成10年八開村要綱第8号)及び佐織町健康づくり推進協議会設置要綱(昭和58年佐織町要綱第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年3月31日規則第8号)

- この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 15 号)
- この規則は、平成24年4月1日から施行する。 附 則(平成25年2月15日規則第2号)
- この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 28 年 3 月 31 日規則第 11 号)
- この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (令和 2 年 3 月 23 日規則第 11 号)
- この規則は、令和2年4月1日から施行する。